

第4章

タンザニアの『村落土地法』(抄訳) —customary という単語をめぐる試訳—

池野 旬

要約

慣習的な諸権利を尊重しながら土地制度改革を進めているといわれるタンザニアの、土地に関する基本法である『村落土地法』(1999年制定、2010年修正)を訳出した。同法は66条で構成されており、全訳すると長大となるため、customary という用語を含む条文(あるいは「条」の下位区分の「項」、あるいはさらに下位区分の「号」)を抄訳した。同法では「慣習的」をどのように規定しているのかを紹介することが目的であり、タンザニアの現行の土地制度改革を理解する一助となる作業である。なお、訳文はあくまで試訳であり、内容については今後修正を必要とする部分が存在することに留意願いたい。

キーワード

タンザニア 法律 村落 土地 慣習

第1節 訳出に関する若干の説明

「冷戦後アフリカの土地政策」研究会(主査:武内進一)の中間報告として、タンザニアの『村落土地法』(Village Land Act)を抄訳して紹介したい。同法は1999年2月11日に第5号法案として国会で可決され、1999年5月15日に当時のムカパ(Benjamin Mkapa)大統領の署名を得ており、一般的に『1999年村落土地法』と称されている。しかしながら、同法が施行されたのは2001年5月1日である。2000年12月22日付の官報において『2000年土地(施行期日)通告』(政府通告486号)が公示され、土地問題を所管する大臣が2001年5月1日を施行日に指定したためである(Vedasto 2014, xv, xx-xxi)。そして、書名の副題として「2014年10月31日までの修正を含む」と記されているVedasto(2014, 181)によれば、同法は2010年に修正されている。2010年修正以前の法文については、2006年11月2日にアクセスしたTanzania Natural Resource Forum(2006)のウェブサイトに転載されていた(一部欠

落がある。2016年2月15日にアクセスした折には、法文の転載なし)。修正前の法文を2010年修正法と比較すると、たとえば2条の用語の定義で、修正前の法文には「近親者」(immediate family)や「長老評議会」(Elder Council)という項目が欠落している。今回訳出するにあたっては、Vedasto(2014, 177-274)に採録されている2010年修正法を用いた。なお、『村落土地法』の法文は英語で記されており、遅れてスワヒリ語版も作成されている(『村落土地法』66条には速やかにスワヒリ語に訳することが規定されており、それに基づき、2001年6月27日付で *Sheria ya Ardhi ya Vijiji* が作成され、2002年に刊行されている)(Tanzania 2002)。

さて、66条で構成されている『村落土地法』を全訳すると長大となるため、今回は *customary* という単語に着目して、抄訳を行った。同法では、*customary* という単語が260箇所以上で使用されている。慣習法(*customary law*)という用語等の一部として使用されていることもあるが、大半は「慣例占有権」(*customary right of occupancy*)という用語の一部として使用されている。本稿では、「慣例占有権」の場合に限り、*customary* を「慣習」あるいは「慣習的」と訳さず、語感になじみの薄い「慣例」とあえて訳した。「慣習」や「慣習的」という訳語からイメージされる慣習的な土地権と、同法の「慣例占有権」とは必ずしも意味内容が一致しないためである。両者の齟齬についてはすでに池野(2015, 137)で指摘しておいたが、本稿では同法の法文そのものを示して、読者のさらなる理解に供することとしたい。

法律の条文は専門家以外にはかなり難解で、一つの文に多くの事項が列記されている場合も少なくなく、その配置を理解するのは至難である。本稿の訳文は逐語訳ではなく、あくまで意識であり、試訳であることをお断りしておきたい。本稿では、法文の文意を理解しやすくするために、①②③…の番号を付したり、1文を2つ以上に分けたりしている。本法は66条構成であるため、1、2、3…と番号の付された66の条文が存在するが、多くの条文には下位区分として(1)(2)(3)…と番号の付された「項」が設定されており、さらに「項」の下位区分として(a)(b)(c)…と記号の付された「号」が設定されており、場合によってはさらに(i)(ii)(iii)…という記号が付された下位区分がなされている。これらの区分は原典の区分であり、上述の①②③…は訳者が便宜的につけた番号であるので、混同されないようにしていただきたい。なお、66の条文それぞれの冒頭には、【 】をつけて同法の目次(今回は訳出せず)に記されていた条文の「題目」を付しておいた。そして、題目のあとには、[訳注:xxを省略]等と記して、当該条文のうち訳出していない条、項、号を示しておいた。また、*customary* の訳語を含む用語を太字・下線で表記してある。なお、同法2条は用語の定義を行っている条文であり、*customary* という単語を含まないものも併せて、すべて訳出した。それ以外の重要な単語については、本稿末尾に補遺として訳語一覧を掲載してある。

もう1点、法文を読み進める上で参考となる事項として、タンザニアの地方行政区分について、触れておきたい。タンザニアの正式な地方行政組織は、管轄範囲が大きいものから、州

(*region/mkoa*。英語名、スワヒリ語名の順。以下、同じ)、県(*district/wilaya*)、郡(*division/tarafa*)、郷(*ward/kata*)、村落(*village/kijiji*)、村区(*sub-village/kitongoji*)となっている。このうち、土地行政において中核的な役割を果たしているのは県と村落であり、それぞれの議会である県評議会(*district council/halmashauri ya wilaya*)ならびに村落評議会(*village council/halmashauri ya kijiji*)に大きな権限が与えられている。『村落土地法』の施行対象である各村落においては、土地に関わる多くの事項について、村落評議会での協議を経たのち、村落の成年男女すべてが参加しうる最高議決機関である村落総会(*village assembly/mkutano wa kijiji*)で承認される必要がある。

『村落土地法』に関する事前の説明を終える前に、訳出中に疑問を感じたことにも触れておきたい。本稿では「慣例占有権」と訳出すると上述したが、それに伴う地券証書として「慣例占有権証書」(*certificate of customary right of occupancy*)が存在し、12条、15条、25条、26条、29条で言及されており、2条において用語の定義もなされている。しかしながら、この用語とは異なる「慣習的な土地権の証書」(*certificate of customary title*)に21条、26条、28条で言及し、またそれとも異なる「占有の慣習的な証書」(*customary certificate of occupancy*)に63条と64条で言及し、さらには31条では「占有の証書」(*certificate of occupancy*)とのみ言及している。とくに26条では、1つの条文の中で異なる用語が見られる。整合性を重んじるべき法文のほころびであるのか、意図的に使い分けがなされているのかは一概に判断しがたく、今後の検討課題としたい。

第2節 タンザニアの『村落土地法』（抄訳）

法律 114 章

村落土地法

村落の土地を運営し管理することを規定し、ならびに関連する諸事項を規定する法律

[2001年5月1日]

[政府通告 2000年第486号]

1999年第5号法案

2010年第2号

第I部

予備的諸規定

1条【略称】

本法を、『村落土地法』と称する。

2条【定義】

本法においては、とくに指定のないかぎり、以下のことを意味する。

裁定官 adjudication officer: 本法 56 条に基づき裁定官に任命された人物

派生権承認証書 certificate of approval to a derivative right: 本法 31 条に基づき譲与された証書

慣例占有権証書 certificate of customary right of occupancy: 『土地法』29 条に基づき発行された証書

村落地証書 certificate of village land: 本法 7 条に基づき発行された証書

長官 Commissioner: 『土地法』9 条に基づき任命された土地長官 Commissioner of Lands

通路の共用権 communal rights of way: 『土地法』157 条の定義による

村落共同地 communal village land: 本法 13 条の定義による

憲法 Constitution: タンザニア連合共和国憲法を意味する

裁判所 court: 土地紛争を審議するために、『土地法』167 条に基づき設立された裁判所を意味する。郷仲裁所 Ward Tribunal、村落土地評議会 Village Land Council、県土地・住宅仲裁所、高等裁判所を含む

慣習法 customary law: 『法律条文解釈法』Interpretation of Laws Act の定義による

慣習的な貸借 customary lease: 設定様式や期間を含む付随条件が慣習法により管理されている貸借

慣習的な抵当権設定 customary mortgage: 設定様式や付随条件が慣習法により管理されて

いる抵当権設定

慣例占有権 customary right of occupancy: 本法 27 条に基づき**慣例占有権証書**の発行という手段で設定された占有権を意味する。看做(みなし)占有権を含む

看做占有権 deemed right of occupancy: **慣習法**に基づいて土地を利用し占有している、アフリカ出自のタンザニア市民、あるいはその集団の法的権利

派生権 derivative right: 占有権から創出された土地を占有し利用する権利を意味し、それには貸借 lease、再貸借 sub-lease、利用許可 licence、用益権 usufructuary right ならびにこれらの諸権益に類似する権益を含む

処分 disposition: 占有権に関連した、あらゆる売却、抵当権設定、移転、譲与、分割、交換、貸借、譲渡、放棄、あるいは棄権を意味する。それには、通行権 easement、用益権あるいはその他の地役権 servitude、あるいは占有権のその他の権益の設定が含まれる。また、占有権や貸借に関する自らの権利が影響を受ける、その他の行為も含まれる。しかし、処分を行おうとする合意は含まない

県裁定 district adjudication: 56 条に記載されている内容

県行政機構 district authority: 県評議会、町行政機構あるいは村落評議会を意味する

長老評議会 Elders Council: 60 条に基づき設立された長老の評議会

官報 gazette: 『法律条文解釈法』に記載されている内容

一般地 general land: 保護地でも村落地でもない、すべての公有地

危険地 hazard land: 本法 6 条に基づき危険地と布告された土地

近親者 immediate family: 1 個人の 3 等親以内の血族ならびに姻族。嫡出児か否かによらず、またタンザニア国内で出生したか否かによらず、すべての人物が含まれ、また上記の個人に 1 人以上の配偶者が存在する場合には、すべての配偶者と 4 等親以内の姻族
fourth or closer degree of affinity

村落地共同利用合意 joint village land use agreement: 本法 11 条に基づき、作成され、採択され、承認された合意

土地 land: 地球の地表面、地表面以下の地球、地上に自然に生育している物、建造物や土地に付着している永続的なそれ以外の構造物、水に覆われた土地を含む

土地共用合意 land sharing agreement: 58 条に基づく土地を共用する合意

抵当権保持者 lender: 現金あるいは現金相当物の事前の支払いに対する保証として、あるいは諸条件を保証するために、抵当権設定を認められた人物

借主 lessee: 賃貸借物件を譲与された人物を意味し、貸借の移転あるいは譲渡を受容した人物を含む

貸主 lessor: 賃貸借物件を譲与した人物を意味し、復帰権 reversion の移転あるいは譲渡を受容した人物を含む

先取特権 lien: 現金あるいは現金相当物の事前の支払いあるいは諸条件の達成に対する保証として、占有権や賃貸借物件に関する法的権利文書の抵当権保持者による保持 holdings

地方政府行政機構 local government authority: 県行政機構あるいは都市行政機構を意味する。[訳注: 県行政機構には、町行政機構 township authority が含まれてはいたはず。都市行政機構 urban authority とは違うものと思われる]

大臣 minister: 土地を所管する大臣を意味する

抵当権設定 mortgage: 現金あるいは現金相当物の支払いあるいは諸条件の達成を保証する、占有権あるいは賃貸借物件に対する権益を意味する。再抵当権や抵当権を創出する法律文書を含む

一時的譲渡の通告 notice of temporary assignment: 本法 43 条に基づき発せられた通告を意味する。

村外組織 non-village organization: 本法 18 条で言及する組織を意味する[訳注: 18 条では詳説されておらず、17 条で言及されている]

放置の命令 order of abandonment: 本法 45 条に基づく命令を意味し、放置に対する暫定的な命令と最終命令を含む

一時的譲渡の命令 order of temporary assignment: 本法 43 条に基づき発せられた命令を意味する。

集村化作戦 Operation Vijiji: 集村化政策の実践の目的のために、あるいはそれに関連して、1970 年 1 月 1 日から 1977 年 12 月 31 日までの間のいずれかの時期に開始あるいは実施された定住と再定住を意味する。それは、村落地の 1 地片から同一村落の他の地片への同一村落内での住民の再定住、あるいは個人が慣習法に基づき保持している土地の一端から同一地片内の他所への同一村落内での住民の再定住を含む。また、集村化作戦に関連した土地の接収 expropriation を含む

公有地 public land: タンザニア国内のすべての土地を意味する

登記簿 register: 慣例占有権の権利と権益、処分、関連事項を記録するために本法 21 条で記述されている登記簿を意味する

保護地 reserved land: 本法 7 条で言及する土地を意味する

占有権 right of occupancy: 土地を利用し占有する法的権利を意味する。慣習法に従って土地を利用し占有するアフリカ出自のタンザニア市民個人やアフリカ出自のタンザニア市民の集団 community の法的権利を含む

区画の裁定 spot adjudication: 本法 49 条に記されている意味である

指導的命令 supervision order: 本法 42 条に基づき発せられた命令を意味する

変更地 transfer land: 村落地の一部になるように変更された一般地あるいは保護地を意味す

る

使い尽くされない改良 **unexhausted improvement**: 占有者が当該人物に代わって他の人物によって、資本あるいは労働の投入に基づき直接実現された、土地の永続的に付随する物や質を意味する。生産能力、諸設備、持続的な環境の質を含む。樹木、栽培中の作物、園芸の栽培中の生産物を含む

村落 **village**: 『地方政府(県行政機構)法』に基づいて登録された村落を意味する

村落裁定 **village adjudication**: 本法の 51 条から 55 条に記されている裁定の過程を意味する

村落裁定助言者 **village adjudication adviser**: 本法 52 条に基づき村落裁定助言者に任命された人物を意味する

村落裁定委員会 **village adjudication committee**: 本法 53 条に基づき設立された委員会を意味する

村落総会 **village assembly**: 『地方政府(県行政機構)法』に記された意味である

村落評議会 **village council**: 『地方政府(県行政機構)法』に記された意味である

村落地 **village land**: 本法 7 条に基づき、あるいはそれに従って、村落地であると宣言された土地を意味する。村落に移転された移転地を含む

村落土地評議会 **village land council**: 本法 60 条に基づき設立された村落土地評議会を意味する

村落登記簿 **village register**: 本法 21 条に従って保持されている村落地の諸権益と諸権利の登記簿を意味する

村落変更地 **village transfer land**: 一般地や保護地の一部になるよう変更される村落地を意味する

村落民 **villager**: 村落に日常的に居住する人物、あるいは当該村落の村落評議会ですらに認められた人物を意味する

第 II 部

国家土地政策の基本原則の適用

3 条 【国家土地政策の基本原則】[訳注:(1)(a)～(g)、(i)～(o)および(2)を省略]

(1) 『土地法』の目的である国家土地政策の基本原則は、それに基づいて本法を適用し解釈するものであり、以下の内容を含んでいる。

(h) 占有権あるいは長期に渡る占有あるいは土地の**慣習的な利用**が取り消されるか、さもなければ本法に基づいて彼らに損害を与えるような介入があったか、あるいは『土地接収法』により土地が接収された人物に対して、完全で、適正で適宜な賠償を支払うこと。

第Ⅲ部

変更 transfer および危険地

4条【村落地从一般地あるいは保護地への変更】[訳注:(1)~(3)、(5)~(14)を省略]

(4) 村落変更地の一部が、慣例占有権あるいは派生権にもとづいて1人の村落民や村落民の集団にすでに割り当てられていた場合、あるいは土地を利用するために個人あるいは個人の集団にすでに割り当てられていた場合、村落評議会は、当該村落民、あるいは当該村落民が不在の場合には当該村落民とともに土地を占有し利用している家族構成員に対して、通告の内容を知らせなければならない。

5条【一般地あるいは保護地から村落地への変更】[訳注:省略]

6条【危険地の布告】[訳注:(1)~(8)、(10)~(11)を省略]

(9) 危険地の指定予定地あるいはその一部が、認可占有権あるいは慣例占有権のもとで占有され利用されている場合、大臣が当該地あるいはその一部を危険地として布告すべきであると考えらるならば、大統領に事態を報告すべきである。

第Ⅳ部

村落地

A 節: 運営と管理 Management and Administration

7条【村落地】[訳注:(1)(a)~(b)、(d)~(e)、(2)~(6)、(7)(a)~(b)、(8)~(12)を省略]

(1) 村落地は、以下から構成される。

(c) 本法が発効する前に、何らかの法律あるいは行政的な手続きに基づいて、村落地として境界が確定された土地。その行政的手続きが、①制定法に基づいているか、あるいは②タンザニアで受け入れられている一般的な原則に基づいているか、あるいは③慣習法に基づいているかにかかわらず。また、境界画定が公式に認められたり官報に公示されているか否かにかかわらず。

(7) 村落地証書は以下の要件を満たすこと。

(c) 村落が存在する地域において、土地に適用されている慣習法に基づいて、村落民が村落地を占有し利用することを確約する。

(d) 村落民が牧畜従事者であるか、基本的に牧畜に依存した生活を行っている場合には、慣習的に行われているのであれば、家畜の放牧のための村落地以外の土地の利用も確約する。

8条【村落地の運営】[訳注:(1)~(4)、(6)~(12)を省略]

(5) 村落評議会、村落総会での事前の承認がない限り、土地の割当や、慣例占有権の譲与をするべきではない。

9条【県評議会による助言】[訳注:省略]

10条【権益の対立】[訳注:省略]

11条【複数村落間での村落地共同利用合意】[訳注:(1)~(3)、(4)(a)~(b)、(d)~(e)、(5)~(6)を省略]

(4) 本条文に基づいて作成された合意は以下の事項を含む。

(c) 合意で対象とされる土地に対して、適用される慣習法の規則で認められている土地への権利・権益の性質と範囲。もし1種以上の慣習法の規則が当該地に適用される場合には、規則間での係争を調停する方法

12条【村落地の区分】[訳注:(1)(c)、(3)を省略]

(1) 村落地は、以下のように区分される。

(a) 村落共同地は、①全ての村落民によって、また②派生権のもとで村落地を占有し利用しているか否かを問わず村落評議会の合意のもとに村落に居住し就業している人物によって、共同で公的に占有され利用されるか、その目的に供されうる土地である。このような村落共同地は、共同的・個人的な慣例占有権の譲与あるいは派生権の譲与や他の処分によって、個人の占有と利用に供されるべきではない。

(b) 慣習法に基づいて、個人、家族あるいは個人の集団によって占有され利用されている土地。

(2) 本条文(1)項(b)号および(c)号で言及した村落地は、本法第IV部の諸規定に基づいて、当該地の占有者、村落民である1市民、村落民である複数の市民、第IV部で規定されている他の市民に対して、「慣習的な土地権の証書」a certificate of customary title[訳注:本章の冒頭で触れたように、この用語は本法2条では定義されていない。2条で定義されているのは、慣例占有権証書 certificate of customary right of occupancy である。ここで「」付きで記載されているが、このあともこの用語が使用されている]として知られる文書をもって、村落評議会からの慣例占有権の譲与の対象となりうる。

13条【村落共同地】[訳注:(1)~(6)、(8)を省略]

(7) ①村落評議会あるいは村落総会が地域社会あるいは公的な占有と利用のために温存している土地、あるいは②本法が発効する以前の村落の創立以来、事実上か慣習法によ

るかにかかわらず、村落の住民によって、地域社会あるいは公的な土地として利用されてきた土地は、村落総会が承認した村落共同地と本法で見なされ、(6)項に従って村落評議会によって登記される。

14条 **【慣例占有権**が想定されている、あるいは想定されうる土地**】**[訳注:(2)(a)、(3)~(4)を省略]

(1) **慣例占有権**が想定される土地は、以下のとおりである。

(a) なんらかの村落地

(b) 看做占有権のもとで、本法が発効する直前に土地を保持していた人物によって占有されていた一般地 [訳注:村落地内に一般地が存在するような印象を与えるが、本法2条の定義に従えば、保護地あるいは村落地でない公有地が一般地である]

(2) 以下の法令のいかなる規定にもかかわらず、本条文で確約されたもの

(b) 『土地接收法』の第Ⅲ部

本法が発効する直前の12ヶ年のうち10年以上にわたって占有してきた人物は、主たる居住地として都市部あるいは都市周辺地の土地を占有したが、①『都市部土地リース権(取得および再譲与)法』が適用される他人の小作人として当該地を占有しているわけでもなければ、②認可占有権に基づいて当該地を占有しているわけでもないのであれば、**慣例占有権**に基づいて当該地を占有しているのであり、以下のように扱われる

(i) 本法の発効日から、当該地あるいはその一部が強制的に接收されるか、

(ii) 土地に対する私的権利あるいは土地への違法行為を消滅させる計画の一部に指定されるか、本項あるいは他の法律で言及されている諸規定に基づく占有と利用を行う計画の一部に指定されるが、当該人物は、土地・建造物・その他の改良の価値の減価や喪失に対する、完全で公正で即座の賠償を受け取る権限を認められる。

(5) 森林保護区と布告された地域内で個人や個人の集団によって合法的に実践される、『森林法』6条に基づく土地に関わる諸権利は、**慣例占有権**から発生する諸権利であると確約される。

(6) 『ンゴロンゴロ保全地域法』8条での、土地法のもとで譲与された占有権によって保持されている土地に対する言及は、**慣例占有権**のもとで保持される土地を含むものと見なされる。

(7) 国立公園内やンゴロンゴロ保全地域行政機構の管轄権下にある土地を、伝統的に**慣習法**に基づいて占有し利用し、『国立公園法』や『ンゴロンゴロ保全法』の発効以降には、国立公園長やンゴロンゴロ保全地域行政機構の許可か許可証のもとで当該地を占有している人物は、**慣例占有権**に基づいて当該地を占有している見なされる。

(8) 『公有地(禁猟区)法』5条の規定に基づいて土地を占有している個人あるいは個人

の集団は、**慣例占有権**下で土地を占有していると見なされる。

(9) (5)項、(6)項そして(7)項は、本条文にもとづいて**慣例占有権**下の土地を占有する個人が土地を利用することを規制しつづけるが、これらの諸規定で言及されている法規のもとで行政機構の権力が諸機能を行使することに影響しない。

15条【集村化作戦のもとで、あるいは集村化作戦によって創出された、土地に対する権益の有効性の確認】[訳注:(9)を省略]

(1) ①村落内に居住しているか、あるいは②1970年1月1日から1977年12月31日の間のいずれかの時期に移住するよう要望され村落内に居住するようになった、個人あるいは個人の集団に対して行われた土地の割当は、法律を遂行するために行われたか、あるいは法律を無視して行われたかにかかわらず、①割当を受けた人物に権利と義務を発生させ、他方で②割当の前に当該地になんらかの法に基づいて存在していた権利と義務を消滅させる、法的に有効な割当であることを、ここに確認する。

(2) ①村落内に居住しているか、あるいは②1970年1月1日から1977年12月31日の間のいずれかの時期に移住するよう要望され村落内に居住するようになった、個人あるいは個人の集団に対して認められた認可占有権は、①『土地法』の手続きにしたがって譲与されてか否かにかかわらず、また②『土地登記法』の諸規定にしたがって登記されているか否かにかかわらず、譲与の日から譲受者に権利と義務を発生させ、当該譲与の前になんらかの法に基づいて存在していた権利と義務を消滅させる、有効な認可権の譲与であることを、ここに確認する。

(3) 1970年1月1日から1977年12月31日の間に村落に居住するか居住するよう移住を要求された個人あるいは個人の集団に対してなされた、認可占有権の文書での提案、あるいは担当する権限を付与された行政官によって発行された認可占有権の提案の公信は、それが『土地法』の諸規定に従ってなされた否か、また『文書登録法』の諸規定に従って登録登記されたか否かにかかわらず、2000年1月1日以前のいずれかの日付で発効し、**慣例占有権**に相当する占有権を創出するのに有効な提案あるいは有効な提案の公信であると、ここで確認する。当該**慣例占有権**は、認可占有権の文書での提案や提案のための公信に先だって存在した権利と義務を消滅させる。[訳注:本法に先立って創出された占有権は、認可占有権であり、本法の**慣例占有権**に相当すると認識している]

(4) (1)項で言及した土地割当で創出された土地の権益と、(2)項で言及した占有権は、**慣例占有権**であると、ここで確認する。[訳注:(2)項では1970年1月1日から1977年12月31日までに譲与された認可占有権に言及しており、それを**慣例占有権**とみなす、という表明である]

(5) 本条文によって**慣例占有権**下で土地を占有する個人あるいは個人の集団は、本法

第IV部の諸規定に従い、当該地の占有に関して、慣習的な土地権の証書を入手できる。

(6) (1)項と(2)項で確認された慣例占有権か、あるいは(3)項で創出される慣例占有権により、本法で個人に占有が許可される村落地の最大面積を超える土地面積を保持しうる場合には、土地の一部に超過地が執行される慣習的な権利保持者の意向を配慮しながら、当該村落地に対する運営権限を行使しうる村落評議会によって、①補償の支払いがあるいは②本法第IV部で規定されている一般地の占有権の譲与をもって、超過地が解消される。

(7) 本条文で確認された慣例占有権から譲与される派生権はいずれも、どのように創出されたか、また誰に譲与されたかによらず、有効な派生権であると、ここに確認する。

(8) (7)項で言及した慣例占有権から譲与される派生権は、対象者、期間、面積をめぐる、本法の諸規定のいずれかと抵触する場合には、本法で規定されている補償の支払や規定されている他の条件を、土地に対する運営権限を有する村落評議会が当該地に対して行使することによって終了される。

(10) 疑惑を避けるために、本条文は以下には適用しない。

(a) ①集村化作戦の結果として県外から多くの個人を追加することで設立・変形されたわけではなく、それ以前から存続してきた村落での、慣行や慣習法の規則に基づく土地を占有し利用する権利、あるいは②集村化作戦の結果として創設された村落の管轄権下に置かれた土地において、存続してきた慣行や慣習法の規則に基づく土地を占有し利用する権利

(b) 1970年1月1日に先だって存在した慣行や慣習法の規則に従って土地を占有し利用する権利。

16条 【1978年1月1日以降に村落評議会によって実施された土地の割当の有効性の確認】[訳注:省略]

17条 【村外組織による村落地の占有】[訳注:(1)~(5)を省略]

(6) ①土地を占有し利用し運営する目的で慣習法に基づいて形成された個人の任意団体、あるいは②都市あるいは都市周辺地の土地を占有し利用し運営するために形成された個人の任意団体の一部をなすと地域社会に認知されてきた任意団体は、もし任意団体を形成している諸個人が『受託者法人格付与法』に基づいて任意団体として登録しているならば、本法ではそのような任意団体と認識され、当該法の諸規定が当該任意団体に適用される。

18条 【慣例占有権に関する付随条件】[訳注:(1)(a)~(c)、(d)(i)、(e)~(i)、(2)を省略]

(1) 慣例占有権は、あらゆる面において認可占有権と同等の地位と効力を有し、本法の以下の諸規定に基づいて、以下のように扱われる。

(d) 土地に居住するか、あるいは占有し利用する諸個人間での無遺言相続を含む、あらゆる処理に関する慣習法によって、取り仕切られる。

(ii) ここでいう土地とは、慣例占有権が村落外以外の土地に譲与されている場合には、慣例占有権が譲与されている土地に隣接するか取り巻いている土地

19条 【慣習的な貸借に関する付随条件】

『1999年土地法』[訳注:抄訳の原本とした資料では1998年土地法と記載されていたが、1999年制定時の法文では1999年土地法と記載されている。後者が正しいと思われるため、修正した]の第IX部の諸規定に従い、慣例占有権から譲与される貸借と再貸借は、場合によっては「慣習的な貸借」と「慣習的な再貸借」と称され、そして場合によっては貸借あるいは再貸借が譲与された土地に適用されている慣習法によって取り仕切られる。なお、本条文は、①『1965年ニャルバンジャ保有(解放)法』、あるいは『慣習的な貸借権(解放)法』[訳注:1968年制定]のもとで解放された慣習的な土地リース権には効力を持たず、また②ニャルバンジャ保有に性格上類似している慣習的な貸借権の再導入を許可あるいは制裁するためにも効力を持たない。

20条 【慣例占有権に適用可能な法律】

(1) 本法の諸規定に従い、①慣例占有権で土地を占有している個人、個人の集団、あるいは村外組織の権利と義務に関する事項、②上記で言及した諸個人と係争している個人の権利と義務に関する事項、あるいは③慣例占有権で土地を占有していた個人の死亡や永続的な行為能力喪失によって当該地に相続あるいは占有の権利があると申し立てる個人の権利と義務に関する事項、あるいは④慣例占有権で保持されている土地と当該地が所在する村落に通常は居住している諸個人に影響のある他の事項について、本法あるいは他の法規でそれ以外の規定がないかぎり、慣習法に基づいて決定される。

(2) 慣習法の諸規則や、慣習的な保有によって保持されている土地に関する決定は、当該地が個人的に保持されているか共同体的に保持されているかにかかわらず、地域社会の伝統と実践が①国家土地政策や他の成文法の基本原則に従っているかぎり、また②本項の規定に従っているかぎり、そのような伝統と実践に配慮すべきである。女性、児童、障害者を、土地への合法的な所有、占有、利用から除外するような、慣習法の規則や慣習的な保有のもとで保持されている土地に関する決定は、①無効であり、②村落評議会、村落総会、村落地に影響力のある個人あるいはその組織体、あるいは裁判所その他の機関によって、有効とはできない。

(3) 『司法権・法規適用条令』の諸規定にもかかわらず、慣例占有権下の土地あるいは慣習法で統治されている土地に対して、当該条令が適用されると言及している連合王国の

議会法はない。

(4) (1)、(2)および(3)項で言及された事項を決定するために適用される慣習法とは、下記のようなものである

(a) 村落が集村化作戦の結果として設立されていない場合には、当該村落で従来適用されてきた慣習法。

(b) 村落が集村化作戦の全面的な結果あるいは結果の一部として設立されている場合には、『1973年農村土地(計画策定・利用)法』のもとで作成された規則や規定に基づいて、あるいは『1992年土地保有規制(新設村)法』の発効に基づいて、土地に対する慣習的な諸権利 customary rights は消滅する直前に、村落で適用されていた慣習法。

(c) 慣例占有権が予定されている一般地の場合には、当該地を占有している諸個人が承認している慣習法。

(d) 牧畜従事者が慣習的に利用してきた土地の場合には、当該牧畜従事者が承認している慣習法。

(5) 派生権の授与者および譲受者は、派生権に適用される法が、慣習法ではなく、『土地法』の土地の処分に関わる第Ⅷ部の諸規定と、同法の貸借に関わる第Ⅸ部の諸規定、さらにタンザニアのその他の関連する法律であることを、派生権の条件として明記できる。

21条 【村落地の登記簿】[訳注:(1)、(3)を省略]

(2) 村落行政官は、慣例占有権に関して、下記の条件が満たされていない限り、登記簿へのいかなる新規記載を行うべきでない。①慣例占有権、あるいは②慣例占有権に関連する派生権、あるいは③当該地域で適用されている慣習的な諸規則に基づく派生権、のいずれかに関して支払われるべき手数料、地代、税金および賦課金が支払われていることと、それらに関する領収書あるいは受領通知が慣習的な土地権の証書あるいは派生権の証書に有効に裏書きされていること。

B 節: 慣例占有権の譲与と運営

22条 【村落地の慣例占有権の申請】[訳注:(3)(a)、(b)(i)～(ii)、(iv)～(vi)、(c)～(e)、(g)、(4)を省略]

(1) ①個人、②家族、③慣習法にもとづくか、あるいは自ら任意団体として集合した諸個人の集団、④単位協同組合、あるいは⑤組織体の結成を認める法律に承認されるようなそれ以外の団体、⑥村落民である者、あるいは既婚者については⑦離婚されてきた者、⑧婚出して2年未満の者、⑨それらの人物の配偶者で結婚前に村落民であった者、そしていずれの場合も市民であるなら、慣例占有権を当該村落の村落評議会に申請できる。

(2) 日常的に村落に居住していない個人あるいは個人の集団も、慣例占有権を申請で

きる。

(3) **慣例占有権**の申請は、以下の通りである。

(b) 以下の者が署名する。

(iii) **慣習法**で承認された個人の集団が申請する場合には、当該法で指導者あるいは長老と認められた2名以上、あるいは

(f)(2)項で言及されている個人あるいは個人の集団が申請する場合には、**慣例占有権**の取得から3ヶ月以内に、村落内の主たる居住地で建築に着手する意図があることを示す署名された証拠書類を添付すること;

23条【**慣例占有権**の申請の確定】[訳注:(1)、(2)(b)、(c)(i)、(d)、(e)(iv)~(v)、(f)~(g)、(3)(a)(i)~(iii)、(4)を省略]

(2) **慣例占有権**を譲与するか否かを決定するにあたって、村落評議会は下記のことを行うこと

(a) **慣例占有権**の申請対象である土地の権利と境界の裁定に関する委員会あるいは他の組織体が到達した決定に従うこと

(c) すべての人物に対する平等に関して特別に配慮すること、たとえば

(ii) **慣例占有権**を申請した女性に対する差別的な実践あるいは態度を行わないこと

(e) 日常的に村落に居住する個人あるいは個人の集団から申請がなされた場合、配慮すべきこと

(i)申請者が**慣例占有権**によって村落の土地をすでに占有している場合に、**慣例占有権**での追加的な土地の割当が、個人あるいは個人の集団が村落内に占有できると規定されている土地面積を超えないかどうか

(ii) 申請者がすでに**慣例占有権**により土地を占有している場合に、①当該占有権が保持されている条件と、②当該地の利用に関わる他の規定が、厳格に守られているのかどうか、もし守られていないのであれば、その理由

(iii) 申請者が申請している土地を、①生産的に、また②**慣例占有権**が譲与される条件と、占有権に申請される土地の利用に適用される他の諸規定に従って、利用するのに必要な技術や知識にアクセスできるのか否か

(3) 村落評議会は、(2)項に基づいて申請書を検討したのちに、以下のようにする。

(a) 以下の条件を課して、申請された土地全体か、その一部を譲与する。

(b) 申請者に**慣例占有権**を譲与することを拒否する。

24条【**慣例占有権**の契約】[訳注:(4)を省略]

(1) 村落評議会在申請者に**慣例占有権**を譲与することを決定した場合には、**慣例占有**

権が申請者に譲与される条件を設定し、所定の書式に、村落評議会の議長と書記が署名した提案文書として、申請者に送付あるいは配布すること。

(2) 申請者が(1)項に基づく提案文書を受け取った場合には、90日以内に、**慣例占有権**の申請での署名を定めた21条(3)項(b)号で要請されている個人あるいは個人の集団が署名した文書で、下記のいずれかで、回答しなければならない

(a) 提案を受容する。あるいは、

(b) 提案を受容することを拒否し、村落評議会あるいはその責任ある担当官に回答を送付あるいは配布する。

(3) 担当官の受諾が(1)項に基づいてなされた場合は、①手数料、②地代の追加的支払い、③保証金あるいは税金、④村落評議会、他の個人や担当官の名称を付した組織の賦課金という形で支払われることを条件とする。全額が受取人に支払われない限り、**慣例占有権**の譲与の契約を完了する受諾は遂行されない。

(5) 取引の終了後のいかなる時にでも、不正を予防し撲滅する責任のある個人あるいは組織が、**慣例占有権**の取得を不正な行為で可能としたことが判明した場合には、追加の手続きなしに、また相反する法令があったとしても、当該**慣例占有権**は無効である。また、不正に関する法令にもとづいて当該人物に課せられる賦課をさておき、無効の**慣例占有権**の譲受者は、ただちに当該地の不法侵入者となり、不法侵入者に対するすべての対策や罰則を受けることになる。

25条 【**慣例占有権**の譲与】[訳注:(2)(a)~(b)、(d)を省略]

(1) **慣例占有権**の譲与の契約が締結された場合、村落評議会は、締結日から90日以内に、23条で言及されている申し出を受容した申請者に対して、「**慣例占有権証書**」と証される証書を発行することで、**慣例占有権**を譲与しなければならない。

(2) **慣例占有権証書**は、以下のものであるべきである。

(c) 証書の各頁の下方に、**慣例占有権**の譲受者によって、自署されるか、あるいは個人の印が刻印されること。

26条 【**慣例占有権**の譲与に対する手数料の支払い】[訳注:(1)~(2)、(4)を省略]

(3) 前述のように手数料の支払いが要求された場合には、支払いの要望は、**慣習的な土地権の証書**が送付・配布される前か同時に、その証書が送付・配布されるべき人物に、送付あるいは配布されるべきである。

(5) **慣例占有権**の契約においては、手数料が分割払いあるいは他の方法で、**慣例占有権証書**が発行される前か同時に支払われることが規定されている場合に、その要件を満たせなかったときは、占有権の条件を満たすことに失敗したことになり、村落評議会による取

消されることになる。

27条 【**慣例占有権**の期限】[訳注:(1)(b)~(c)、(2)を省略]

(1) **慣例占有権**は、以下のように譲与される

(a) 無期限の**慣例占有権**が譲与されていると推定されている、①市民である個人、あるいは②全員が市民である集団に対して、無期限あるいは無期限よりは短い期間で。

28条 【地代】[訳注:(1)(a)~(b)、(3)、(4)(b)(i)、(iv)を省略]

(1) 村落評議会は毎年の地代を要求できる。

(2) 地代は、**慣習的な土地権の証書**が提供された年内に、一定の間隔を置いてか、分割払いで支払われる。

(4) 地代の金額の決定にあたって、村落評議会は以下のようにするべきである。

(a) ①金額に関してか、あるいは②支払われるべき地代の金額を決定する方法、あるいは③決定する要素に関する、土地長官からの指示を満たす。

(b) 上記のような指示がない場合には、以下を考慮すべきである。

(ii) 譲与された**慣例占有権**により許可された土地の利用

(iii) 土地処分が**慣習法**に従って実施されたか否かにかかわらず、**慣例占有権**が譲与された地域での土地処分の事例で証明された地価

(v) **慣例占有権**の譲与に支払われるよう要求された手数料の金額

(5) **慣例占有権**に内包される事項あるいは**慣例占有権**の諸規定に反しないかぎり、村落評議会が地代の支払いを要求するあらゆる場合に、当該村落評議会は、土地長官の承認のもとに、5年より短くない間隔で、地代を改定することができる。そして、このような権限の行使にあたっては、改定された地代の決定は、(4)項に従うべきである。

(6) ①宗教的な儀礼のみか、②埋葬のためのみか、あるいは③宗教的な儀礼と埋葬のためのみに使用される土地について、個人あるいは組織に**慣例占有権**を村落評議会が譲与する場合には、当該村落評議会は**慣例占有権**に関する地代の支払いを要求すべきではない。

(7) 村外組織にとって慈善的な目的でのみ土地が使用される場合には、村落評議会は少額の地代で**慣例占有権**を譲与できる。また、土地が慈善的な目的でのみ使用されなくなった場合に、地代を見直し増額する権限を村落評議会は有する。

(8) **慣例占有権**に関する①地代、あるいは②地代の分割払い金が、支払われるべき日付から6ヶ月間未払いであった場合には、地代あるいは分割払い金が滞納に陥った日付から全額が支払われるまでの期間について、月2%の利率か、あるいは担当大臣が命令で規定した利率で、滞納金が支払わねばならず、それは地代と同様の方法で徴収され回復され

ねばならない。

(9) 村落評議会かその代理による地代の承認は、①慣例占有権の契約、あるいは②本法に基づいて譲与される慣習的な土地権の証書に、表明あるいは含意されている契約条項あるいは諸条件の違反に対して、いかなる権利も村落評議会が放棄するかのように取り扱われてはならない。

29 条 【諸条件】[訳注:(2)(b)~(c)、(e)~(f)を省略]

(1) すべての慣例占有権は、本条文で設定されている諸条件と、今後規定されうる他の諸条件に従うことで譲与される。

(2) すべての慣例占有権の譲与には、以下のような諸条件が含まれている。

(a) 占有者は、①以下のような条件を満足しながら、自ら使用するか、②彼とともに土地を占有し土地に働きかける人物が以下のような条件を満たすことを保証するようにするか、③彼の許可のもとで土地を占有し土地に働きかける人物が以下のような条件を満たすことを保証するようにする。

(i) 当該地を良好な状態で維持管理する。

(ii) 土地が農耕に使用される場合には、当該地域で慣習的に用いられてきた良好な耕作実践に従って土地を耕作する。

(iii) 土地が牧畜に使用される場合には、当該地域で実践されている最高・最良の牧畜慣行に従って持続的な方法で土地を使用する。

(d) 占有者はすべての規則を満たす。すべての規則には、①慣習法の諸規則、②土地に適用される条例の諸規則、③村落評議会あるいは当該地を当該人物が使用・占有することに関して村落評議会の権限を発動する人物によって占有者に与えられたすべての合法的な命令、④土地が所在する地域の土地に関する司法権を有する地方行政機関あるいは他の行政機関による命令、⑤本法に基づいて権限を行使する行政官の命令を含む。

(3) 24 条の規定に基づいて慣例占有権証書に署名した個人は、①自分自身を、あるいは②村落組織の集団を、あるいは③個人の集団を、あるいは④村外組織を、慣例占有権証書に記された諸条件を厳格に遵守することで、村落評議会に義務を負っていると看做される。

(4) 土地長官ならびに村落評議会の担当職員や政府の他部局の担当職員は、進入権に関する『土地法』の 171 条に規定に従って、慣例占有権に関して土地に立ち入り、慣例占有権が譲与された諸条件が遵守されているか否かを査察することができる。

30 条 【村落民による慣例占有権の譲渡】[訳注:(2)(a)~(f)、(3)、(4)(a)、(c)~(d)、(f)、(5)~(6)、(7)(a)]を省略]

(1) ①村落民、②村落民の集団、あるいは③販売権に関する『土地法』131条から133条に規定された販売の権限を行使しようとする抵当権設定の金銭の貸し手は、**慣例占有権**下の土地の**慣例占有権**を、あるいはその一部を、以下の者に譲渡する。

- (a) 村落民あるいは村落民の集団
- (b) 村落評議会
- (c) (2)項を適用できる市民である個人、あるいはそのような個人の集団

(2) **慣例占有権**の譲渡は、以下の場合にのみ、日常的に村落に居住していない個人あるいは個人の集団に対して行いうる。

(4) 村落評議会は、以下のような場合に譲渡を却下する。

(b) **慣例占有権**や派生権のもとで、あるいは譲渡人の権限の相続者として、土地を占有している女性の権利を妨げるか、妨げる可能性がある場合

(e) **慣例占有権**で土地を占有しているが、以下の違反を6ヶ月以上にわたって犯している人物

(i) **慣例占有権**下で土地を占有する諸条件の1つ以上に違反している。あるいは、

(ii) **慣例占有権**下で占有している土地、あるいは土地の利用に適用される諸規則に違反している。

(7) 村落評議会は、以下のことを行う。

(b) **慣例占有権**の譲渡や、拒否の通告を、村落地の登記簿に記録する。

31条【派生権の私的な処分に必要とされる村落評議会の承認】[訳注:(2)~(3)、(4)(b)(i)~(ii)、(iv)、(5)~(8)、(9)(a)~(c)、(e)、(10)~(11)、(12)(a)を省略]

(1) 本条は、**慣例占有権**のもとにある土地に関する、①占有証書 certificate of occupancyの保持者、②占有権の保持者、あるいは③派生権の保持者による、処分に適用される。

(4)(a) 日常的に村落に居住する人物から、日常的に村落に居住する人物に対する、賃貸借、利用許可、用益、あるいは**慣習法**での同等の権益の譲与。そして、

(b) 以下の創出

(iii) 村落に日常的に居住する人物による、村落に日常的に居住する人物に有利なような、**慣習法**にもとづいた抵当権設定、正当な販売あるいは保証。金額は、小規模抵当権設定での借入で取得できる金額よりも大きくない金額による。

(9) 派生権の承認は、以下のものであるべきである。

(d) **慣例占有権**保持者に対して、その最近の知られている住所か、あるいは日常的な勤務場所に、書留で送付するか、配布する。

(12) 派生権は、村落地の登記簿に登録され、登記は以下のものであるべきである。

(b) 最近創出された派生権の譲受者に派生権の優先順位があるのか否かにかかわらず

ず、同一の慣例占有権から創出される、いまだ登記されていない派生権が登記される前に、当該派生権に優先権を与える。

32条 【村落評議会による派生権の譲与】[訳注:省略]

33条 【派生権の譲与の承認のための申請を確定する基準】[訳注:省略]

34条 【派生権の譲受者の諸義務】[訳注:省略]

35条 【村落民による慣例占有権の明け渡し】[訳注:(7)(a)、(d)~(e)を省略]

(1) 慣例占有権を保持している、①村落民、②村落民の集団、その他の③個人、あるいは④個人の集団は、本条の以下のような諸規定に従って、当該人物あるいは当該人物たちに譲与された慣例占有権を、明け渡さねばならない。

(2) 慣習法にもとづくか否かにかかわらず、慣例占有権下にある土地の明け渡しは、目的や効果として、慣習法にもとづくか否かにかかわらず土地を占有する権利を与えられていた女性から、この明け渡しによって土地を剥奪することになると推定される場合には、明け渡しは実行されず、慣習法にもとづくか否かにかかわらず女性が土地を占有することは妨げられない。

(3) 慣習法にもとづいてか否かにかかわらず、慣例占有権下にある土地の明け渡しは、目的や効果として、派生権保持者からその派生権を、詐欺的な、不正直な、不公正な剥奪と推論できる場合には、明け渡しは有効でなく、権利保持者からの派生権の剥奪は行使されない。

(4) 慣例占有権下の土地を明け渡す、(1)項で言及されている人物はいずれも、慣例占有権の明け渡し時点で負っている、①地代、②慣例占有権を保証とした借入金の利息、③税金、④手数料、⑤賦課金すべてを支払う義務がある。

(a) 村落評議会は、慣例占有権の土地の占有者が負っている地代を回収するために、本法で規定されている全ての権限を行使し続ける。そして

(b) 慣例占有権を保証として現金を貸し付けている貸与者は、当該貸付金に関する貸与者のすべての権限を行使し続ける。

(5) 慣例占有権を明け渡す人物は、慣例占有権の譲与に課せられた諸条件の違反に対して、また占有中に発生した土地利用に関わる諸規則に対する違反に対して、また慣例占有権の明け渡しの時期まで責任を負っていた土地利用に関わる諸規則の違反に対して、責任を負い続ける。

(6) 村落民が、老齢、病弱、傷害、貧困、その他の同種の事情で、慣例占有権を明け渡

した場合には、村落評議会は、(4)項で言及した負債の支払いの責任を村落民から引き継ぎうる。

(7) **慣例占有権**の明け渡しは、以下のものであるべきである。

(b) **慣例占有権**の明け渡す個人、あるいは個人の集団の権限のある代表者によって署名されていること。

(c) 所定に従った証拠か、あるいは以下に言及する人物が以下のものであると村落評議会が満足していると思わせる証拠を添付する。

(i) **慣例占有権**を明け渡す人物の扶養家族が、明け渡しを知っており、それに合意していること。

(ii) **慣例占有権**による派生権を有する人物が、明け渡しを知っていること。

(8) 村落評議会は、**慣例占有権**の明け渡しを記録する村落地の登記簿に、所定の書式で登録する。

(9) 本条のもとで明け渡された**慣例占有権**から譲与された派生権は、**慣例占有権**を明け渡した人物が保持していたのと同じ条件で、村落評議会が継続する。

36条 【放棄された**慣例占有権**の再譲与】

(1) 明け渡された**慣例占有権**を村落評議会が再譲与する場合には、**慣例占有権**の譲与に適用される本法第IV部の諸規定にもとづいて行う。

(2) **慣例占有権**を明け渡した人物に扶養家族がいる場合には、明け渡した人物が女性の場合には配偶者は1人であろうし、また明け渡した人物が男性の場合には1人あるいは複数の配偶者が存在するであろうが、村落評議会は、当該地が村落民や22条で言及している他の人物に譲与可能であると公表する前に、下記の人物に、下記の順序で、最初に提案すること。

(a) **慣例占有権**を明け渡した人物が男性であった場合には、

(i) 妻

(ii) 複数の妻がいる場合には、婚姻順[訳注:年齢順かもしれない]

(iii) 妻がいないか、すべての妻が提案を辞退した場合には、当該人物の扶養家族

(b) **慣例占有権**を明け渡した人物が女性であった場合には、

(i) 当該人物の夫

(ii) 夫がいないか、離婚しているか、あるいは夫が提案を辞退した場合には、順に応じた扶養家族。

(3) 本条が適用される**慣例占有権**は、(2)項で言及している人物以外の人物に対しては、明け渡された**慣例占有権**に賦課されている未払いの債務を抹消して、譲与される。

37条 【慣例占有権の条件違反が発生した場合】[訳注:(1)~(3)を省略]

(4) ①地方行政機関や他の行政機関で作成された条例を遵守する義務や、あるいは②慣例占有権の対象地が所在する地域の管轄権を有する村落評議会の合法的な命令を遵守する義務で、諸条件が構成されている場合には、これらの条例や合法的命令を遵守することの失敗は、その失敗が刑法の対象となるか否かにかかわらず、諸条件の違反を構成する。

(5) 慣例占有権の対象地、あるいは当該地を占有する個人に適用される慣習法の規則を遵守することが諸条件の場合には、当該規則を遵守することの失敗が、諸条件の違反を構成する。

38条 【条件違反の救済】[訳注:(1)(b)~(d)、(2)~(5)、(6)(a)~(b)を省略]

(1) 慣例占有権の譲渡に伴う遵守すべき諸条件の違反に対して、あるいは地代、税金、その他の賦課金の支払いの失敗に対して、村落評議会は以下のような対応をするべきである。

(a) 慣習法で適用可能な救済策を講じる。[訳注:救済策 remedy とは、違反者に手助けするという意味ではなく、違反状態を解消するという意味である]

(e) 43条にもとづき、慣例占有権を一時的に他の人物に譲渡する。

(6) 慣例占有権の諸条件の違反に対して行動を起こす前に、村落評議会は以下のことを考慮するべきである。

(c) 違反された条件は、違反を除去することで救済可能かどうか、村落評議会が違反に対応することを決断した場合には常に、占有者が慣例占有権の諸条件に違反していることと、いかに違反を修正しうるのかについて、占有者に助言する警告をまず発しなければならない。

39条 【慣習法に基づく救済】[訳注:(1)(a)~(b)、(3)~(5)を省略]

(1) 慣習法によって課せられた諸条件の違反に対する慣習法での救済策を、村落評議会が執行しようとする場合には、以下のものであるべきである。[訳注:remedy or a breachと記されているが、remedy of a breach の誤記と思われる]

(c) 慣習法の救済策を実施する手続きに入るかどうかを決定する前に、すべての代表者を考慮に入れること。

(2) 指定された期間あるいは永久に、個人から土地を剥奪することを認めたり要求する慣習法の救済策は、土地長官がそのような救済策に合意するまで効力を持たない。

40条 【条件違反の罰金】[訳注:(1)~(4)、(6)~(7)を省略]

(5) 占有者が慣例占有権の他の条件に違反していない場合には、村落評議会は、最長2年間、罰金の支払いを猶予できる。この猶予期間中に、占有者が違反を犯さなかった場合には、罰金は失効し、支払う義務は消滅する。

41条 【条件違反を賠償する概括的行為】[訳注:省略]

42条 【条件違反を賠償する指導的命令】[訳注:省略]

43条【条件違反に伴う慣例占有権の一時的譲渡】[訳注:(1)~(4)、(8)(c)~(d)、(9)(a)~(b)、(12)、(14)(a)、(d)(iv)を省略]

(5) 村落評議会が本条文のもとで執行する権限を有する場合には、(1)項で言及されているように、なぜ指定された期間の間は、村落に日常的に居住する他の個人に慣例占有権を譲渡しなければならないのかについての原因を占有者に示す所定の書式に沿った通告、すなわち「一時的譲渡の通告」として知られている通告を行わなければならない。

(6) 一時的譲渡の通告を受けた占有者は、通告に記されている期限のうちに、個人的に、あるいは代表を通じて、通告に応えなければならない。占有者は、慣例占有権の一時的譲渡が実施されるべきでないという根拠を示しうると考える証拠を提起することができる。

(7) 占有者が通告に応えなかった場合や、当該人物の慣例占有権の一時的譲渡を実施すべきではないことを村落評議会に納得させるのに十分な根拠を示すことに失敗した場合には、村落評議会は、所定の書式で一時的譲渡の暫定的な命令として知られている命令を、占有者に対して発動する。

(8) 一時的譲渡の暫定的な命令は、以下のようにあるべきである。

(a) 1年以上で、占有者の寿命より短い期間が指定され、慣例占有権は一時譲渡される。

(b) 慣例占有権の一時的譲渡を受ける人物の氏名が記されていること。

(9) 慣例占有権の一時的譲渡を受ける人物は、以下のものであるべきであり、また一時的譲渡の命令は以下のものであるべきである。

(c) ①占有者に配偶者がいない場合や、あるいは男性においては、②占有者とともに住み、土地で労働する配偶者がいない場合、あるいは③すべての配偶者が一時的な譲渡によって慣例占有権を取得することを辞退した場合、占有者と同居し、協業する成年の扶養家族が、共同占有を断絶する権限のない共同占有者となる。

(d) ①(a)、(b)あるいは(c)号で言及した範疇に該当する人物がいない場合や、②それらの該当者すべてが一時的な譲渡によって慣例占有権を取得することを辞退した場合には、日常的に村落内に居住している占有者の兄弟、同父異母兄弟 half-brother[訳注:場合によ

っては、異父同母兄弟も指すか、それらも含みうる]、姉妹、同父異母姉妹 half-sister[訳注: 場合によっては、異父同母姉妹を指すか、それらも含みうる]である個人の2人以内が、共同占有権を断絶する権限のない共同占有者となる。

(e) ①(a)、(b)、(c)あるいは(d)号で言及した範疇の該当する人物がいない場合や、②それらの該当者すべてが一時的譲渡によって**慣例占有権**を取得することを辞退した場合には、村落評議会が指名し、土地長官が承認した、占有者と同一クラン出身の2人以上、4人以下の村落民が、共同占有権を断絶する権限のない共同占有者となる。

(10) **慣例占有権**の一時的譲渡を取得した人物は、一時的譲渡下にある土地に対して管財人として行動するべきであり、またそう看做されるべきであり、一時的な譲渡によって土地を喪失した人物が利益享受者である。

(11) 当該村落で指定した面積上限を超えて土地を占有することにならない限り、個人が本条文のもとで**慣例占有権**の一時的譲渡を取得する資格を奪われることはない。

(13) 無条件の一時的譲渡の命令は、命令に記されている一時的譲渡取得者あるいは複数の一時的譲渡取得者への**慣例占有権**の譲渡としてのみ行使される。

(14) 村落評議会は以下のものであるべきである。

(a) 譲渡以前に占有者が当該**慣例占有権**を保持していたのと同じ条件で、当該**慣例占有権**を保持する。

(b) **慣例占有権**を譲渡する権限を有さない。

(d) 土地から発生した余剰の収入を、以下の順序で処理する。

(i) かつての**慣例占有権**保持者が負っている税金や公的賦課金の支払い

(ii) かつての**慣例占有権**保持者が土地に与えた損傷の修復

(iii) かつての**慣例占有権**保持者が果たしてこなかった、あるいは果たしていない家族に対する諸義務に充当

44条 **【慣例占有権の取消】**[訳注:(1)、(4)を省略]

(2) 諸条件の違反に対する罰金と**慣例占有権**の違反を救済するための概括的行為とにそれぞれ言及している『土地法』46条と47条の諸規定は、それらの条文で規定している認可占有権の取消に適用されるのと同様に、**慣例占有権**の取消にも適用される。

(3) 土地長官は、取り消される**慣例占有権**下の土地が所在する村落の村落評議会に対して、情報と文書を提供するよう命じることができる。また、土地長官は、**慣例占有権**に関する『土地法』46条と47条にもとづく自らの機能を実践できるようにするために、40日以上之余裕をもたせた期日を命令書に指定することで、いかなる時にもいかなる行動もとらう。

45条 **【慣例占有権下の土地の放置】**[訳注:(1)(a)~(b)、(2)(a)~(b)、(d)、(3)、(4)(a)~(b)、

(5)～(8)、(9)(b)、(10)～(11)を省略]

(1) 以下の要件の1つあるいはそれ以上が存在する場合には、**慣例占有権**下の土地が放置されていると看做される。

(c) **慣例占有権**の譲与に当たって課せられた諸条件が遵守されることを保証し、また土地に対して責任を有するような人物を手配することなく、さらには村落評議会に適切な届け出をすることなく、占有者が国を離れてしまっている。

(2) (1)項(a)号、(b)号により土地が放置されているか否かを決定する場合には、以下の事項を考慮すべきである。

(c) **慣習的な実践**、とくに牧畜従事者による、最近3年に渡って土地を利用しないことにつながるような慣行

(4) **慣例占有権**下の土地が放置されていると村落評議会が判断した場合には、村落評議会の事務所に所定書式での通告を公表し、またその写しを当該地の目立つ所に掲示する。

(9) 放置の最終命令が効力を持つ時点で、

(a) 放置されたと布告された土地の**慣例占有権**は、ただちに、また追加の手続きをなんら必要とせず、取り消される。

46条 【救援の申請】[訳注:(1)～(3)、(4)(a)、(4)(c)～(d)、(5)を省略]

(4) 占有者あるいは他の人物による救援の申請は、以下のような場合には認められない。
[訳注:「救済」remedy が違反状態の解消という意味であるのにたいし、「救援」relief は対象者への助力という意味で使用されている。]

(b) 違反や放置という理由で、村落評議会あるいは土地長官が、**慣例占有権**をすでに取り消したり、放置と宣言したりしている。

47条 【上訴】[訳注:(1)(c)～(d)を省略]

(1) 以下のような事項に関する申立人

- (a) **慣例占有権**の譲与。あるいは、
- (b) **慣例占有権**の譲渡の承認

C 節: 土地の権益の裁定

48条 【第IV部 C 節の申請】

村落地の登記に適用される法令にもとで土地の境界と権益が登記されている場合を除いて、あるいは登記がなくとも、当該地とその周辺の土地との境界に関してや当該地に関して権益を有するすべての人物が土地の境界と権益について完全に承認し合意している場合を

除いて、この第IV部C節の諸規定にもとづいて土地の境界と権益が裁定されるまでは、いかなる個人、個人の集団あるいは村外組織に対して、**慣例占有権**の譲与を行うべきではない。

49条 【区画の裁定】[訳注:(2)~(7)を省略]

(1) 個人、個人の集団あるいは村外組織は、**慣例占有権**を村落評議会に申請するにあたって、**慣例占有権**を申請しようとしている土地に適用される「区画の裁定」と称されている裁定を、村落評議会に所定書式で申請する。

50条 【村落あるいは県の裁定】[訳注:省略]

51条 【村落の裁定を適用することの確定】[訳注:(2)~(3)を省略]

(1) 村落評議会は、自らの発議によってか、あるいは50人以上の村落民の申請によって、**慣例占有権**の譲与が可能である村落地の全体あるいは特定の一部に対して、村落の裁定の手順を適用することを、村落総会に提案できる。

(4) 村落評議会の提案に対する村落総会の拒否は、**慣例占有権**に申請している人物の土地に適用される区画の裁定の申請を禁ずることを意味しない。

52条 【村落裁定助言者の任命と諸機能】[訳注:省略]

53条 【村落裁定委員会】[訳注:(1)、(2)、(3)(a)~(b)、(e)~(f)、(4)~(10)を省略]

(3) 村落裁定委員会の諸機能は、以下のようである。

(c) 村落裁定の対象となっている土地に権益を有する個人によって提起された疑問に対して、**慣習法**に従って裁定し決定する。

(d) 村落裁定助言者に対して、あるいは当該人物のもとで村落裁定過程を手伝う人物に対して、準拠すべき**慣習法**に関する疑問について、助言する。

54条 【村落の裁定の手順】[訳注:省略]

55条 【上訴】[訳注:省略]

56条 【県の裁定】[訳注:省略]

57条 【裁定の諸原則】[訳注:(1)(f)、(2)、(3)(c)、(5)~(6)を省略]

(1) 暫定的な裁定記録を準備するにあたって、村落裁定委員会、あるいは場合によって

は裁定官は、以下のことを確認する。

(a) 本人あるいは前土地権者が12年以上に渡って、慣習法にしたがって、平和的に、開放的に、また干渉されることなく、村落地を占有してきた個人は、慣例占有権の権利を付与される人物と決定する。

(b) 集村化作戦の間に、本人あるいは前土地権者が割り当てられた村落地を占有している個人は、慣例占有権の権利を付与される人物と決定する。

(c) 個人の集団が12年以上に渡って、慣習法にしたがって、平和的に、開放的に、また干渉されることなく、村落地を占有してきたか、あるいは牧畜目的で利用してきた場合には、そのような個人の集団は、慣例占有権の権利を付与されるものと決定する。

(d) 集村化作戦の間に割り当てられた村落地を牧畜目的に利用してきた個人の集団は、慣例占有権の権利を付与されるものと決定する。

(e) ①平和的に、開放的に、また干渉されることなく、土地を占有しているか、あるいは②慣習法かなんらかの成文法かにかかわらず、また占有が文書によって証拠付けられているか否かにかかわらず、調整や取引の結果として同様に利用しており、③土地の占有の上記の範疇のいずれにもあてはまらない場合には、個人あるいは個人の集団は、占有の性格、付随事物、範囲を決定するとともに、当該人物あるいは集団は慣例占有権か派生権のいずれかの占有権で土地を占有していると宣言する。

(g) ①慣習法にもとづいてか、②慣習法では占有に至らず、あるいは③派生権にもとづいて、村落地に権益を有している個人あるいは個人の集団は、当該地から利益を得る権利がある個人あるいは個人の集団として名前に記録して、これらの権益の性格、付随事物、範囲を決定する。

(3) 占有が、平和的に、開放的に、また干渉されることなく実践されていることを決定するにあたっては、

(b) ①許可されてか、②黙認されてか、あるいは③不法占拠者であるが(当該地に対して親族や組織が土地権を有している)、当該人物が所属する地域社会の慣行 *custom* にもとづいて占有が承認され受容されているような、都市あるいは都市周辺地で土地を占有している個人は、当該地を平和的に、開放的に、また干渉されることなく占有していると看做される。

(4) 村落裁定委員会あるいは裁定官は、2人以上の個人あるいは集団を、当該人物が共同占有者 *co-occupiers* と主張しようが、あるいは当該地の占有あるいは利用をめぐる係争中であろうが、土地の共同占有者や利用者と記録することができる。このような決定がなされた場合には、村落裁定委員会あるいは裁定官は、共同占有の性格、付随事物、範囲を決定する。また、村落裁定委員会あるいは裁定官は、これらの個人と集団が、彼らの権利が慣習法によって取り仕切られているのかに関して、『土地法』第XIII部で規定されている合同占

有者 joint occupiers と共有占有者のいずれであるのかを決定し、記録する。

58 条 【**牧畜従事者と農耕従事者の間の土地共用合意**】[訳注:(1)(a)～(c)、(2)～(4)を省略]

(1) 裁定の対象となっている土地に関して、村落裁定委員会あるいは裁定官は、当該地が、牧畜目的に利用している個人の集団と、農耕目的に利用している個人の集団とで、土地が二重の利用されていることを確認する。そして、双方の集団が、それぞれの**慣習法**にもとづいて土地利用していると主張することを確認する。村落裁定委員会あるいは裁定官は以下のように対応するべきである。

59 条 【**訴訟の継続**】[訳注:省略]

第V部

紛争の調停

60 条 【**村落土地評議会**】[訳注:(1)～(3)、(5)～(11)を省略]

(4) 村落土地評議会の構成員を選別するにあたっては、対象者が高潔で**慣習土地法**の知識を有する人物として村落内での評価を得ていることを、村落評議会は考慮するべきである。

61 条 【**村落土地評議会の諸機能**】[訳注:(1)～(3)、(4)(c)、(5)～(6)を省略]

(4) 村落土地評議会は、以下の基準にもとづいて、調停機能を実践するべきである。

(a) 調停に関する**慣習的な原則**

(b) 調停に関する**慣習的な原則**が規定されていない場合には、自然な正義 natural justice

62 条 【**村落土地評議会から裁判所への係争の付託**】[訳注:省略]

第VI部

その他の諸規定

63 条 【**法律違反**】[訳注:(1)(a)～(b)、(d)～(e)、(2)～(7)を省略]

(1) 以下のような人物

(c) 以下のものを不正に取得する

(i) **占有の慣習的な証書** customary certificate of occupancy、あるいは土地に関わる他の文書や手段の登記あるいは発行。あるいは、

64条 【不正な取引】[訳注:(2)~(4)を省略]

(1) 政府、公共団体、地方政府の職員が、不正な行為によって取得したり引き起こしたりした取引による、①占有権の慣習的な証書 customary certificate of occupancy の譲与、あるいは②処分、あるいは③契約に対して、本法は、認定し、解釈し、有効と看做し、肯定し、証明し、合法的な効力を付与することはない。そして、このような取引は、当初から非合法の取引であり、無効であり、まったく合法的な効力はない。

65条 【諸規定】[訳注:省略]

66条 【翻訳】[訳注:省略]

参考文献

【日本語文献】

池野 旬 2015. 「タンザニアにおける土地政策の変遷—慣習的な土地権に着目して—」
武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所 121-145.

【外国語文献】

Tanzania Natural Resources Forum 2006. *The Village Land Act, 1999*

(<http://www.tnrf.org/mtandao/downloads/Tz%20Acts/Village%20Land%20Act%201999.pdf> アクセス日 2006年11月2日)

Tanzania, Jamhuri ya Muungano wa 2002. *Sheria ya Ardhi ya Vijiji [Sheria Na. 5 ya Mwaka 1999]*, Dar es Salaam: Mpigachapa wa Serikali (Government Printer).

Vedasto, Audax Kahendaguza 2014. *Auda's Compilation of and Commentary on Selected Tanzania Statutes: Volume 1: The Land Act and 6 Other Land Statutes Incorporating Amendments up to October 31, 2014*, Dar es Salaam: IDEA International Publishers.

補遺：訳語一覧

注) 本法2条で定義されている用語を除く。

abandonment	放置	customary certificate of occupancy	占有の慣習的な証書
acquisition	接収	customary tenure	慣習的保有
Act of the Parliament of the United Kingdom	連合王国の議会法	customary title	慣習的な土地権
adjudication	裁定	declaration	布告
administration	管理	delegation	権限委任
agriculturalist	農耕従事者	demarcate	境界を画定する
alter	変更	determination	確定
amend	修正	disallow	却下する
appeals	上訴	disclaimer	棄権
approval	承認	dispute settlement	紛争調停
allocation of land	土地の割当	District Council	県評議会
application	申請	direction	指示
assign	譲渡する	division	分割
assignment	譲渡	dues	賦課金
assignor	譲渡人	duties	諸手数料
association	任意団体	easement	通行権(地役権と訳せるが、servitudeと区別するため)
authorized officer	担当権限のある行政官	endorsement	公式に追記
body	組織体	exchange	交換
breach of conditions	条件違反	expropriation	接収
bring forward	提出する	fine	罰金
brief	要約を報告する	grant	譲与
certificate	証書	granted right of occupancy	認可占有権
certificate of customary title	慣習的な土地権の証書	grantee	譲受者
circular	回状	grantor	授与者
compensation	賠償	High Court	高等裁判所
conclude	締結する	incapacity	行為能力の喪失
conflict of interest	権益の対立	incidents	付随条件
contract	契約	inquiry	調査(団)
		instrument	法律文書

interest	権益	place of business	就労場所
interpretation	定義	premium	手数料
jurisdiction	管轄権	prescribe	規定する
Land Acquisition Act, 1967	1967年土地 地収用法	principles	諸原則
Land Commissioner	土地長官	private disposition	私的な処分
lease	賃貸借物件	procedure	手順
length of term	期限	provision	規定
licence	利用許可	public corporation	公的企業
Land Tenure (Village Settlements) Act, 1965	1965年土地保有(村落入植)法	public interest	公益
Local Government (District Authorities) Acts, 1982	1982年地方政府(県行政機構)法	refer back	差し戻す
local authority	地方行政機構	reference	事件付託(事件の審議権の付託の意味と思われる)
management	運営	register	登記簿
manner	手法、方法	regrant	再譲与
measure	措置	regulation	規則
mediator	調停者	relief	救援(法令違反等の嫌疑を払拭するような作業)
National Land Policy	国家土地政策	remedies	救済(法令違反を阻止・改善するような作業)
Ngorongoro Conservation Area Authority	ンゴロンゴロ保全地域行政機構	rent	地代
notice	通告	resettlement	再定住
occupier	(土地の)占有者	reversion	復帰権
offences	法律違反	revocation	取消
officer	担当官	right-holder	権利保持者
operation	運用	section	条(法律x条)
order	命令	servitude	地役権(easementも地役権だが、通行権と訳しておく)
ordinance	条令	set aside	温存する
overriding	他のすべてに優先する	settlement	定住
paragraph	号(法律x条y項z号)	spot adjudication	区画の裁定
partition	分割	standing crop	栽培中の作物
party	当事者	subsection	項(法律x条y項)
pastoralist	牧畜従事者	summary action	概括的行為
peri-urban land	都市周辺地	supervision order	指導的命令
		surrender	明け渡し

Tanzanian citizen タンザニア市民
temporary assignment 一時的譲渡
title 法的権利、土地権
township authority 町行政機構
traditional leader 伝統的な指導者
transaction 取引
transmissible 贈与可能
trespasser 不法侵入者
trust 信託
trustee managing property 受託運営財産
urban authority 都市行政機構 [県行政機構の一部に、町行政機構 township authority があるが、それとは違うものと思われる]
urban land 都市地
Urban Leasehold (Acquisition and Re-grant) Act, 1968 1968年都市土地リース権(取得・譲渡)法
vest 付与する
Ward Development Committee 郷開発委員会
Ward Tribunal 郷裁定所